

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 共済掛金国庫負担金** 48,773 (50,110) 百万円
農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。
- 2. 農業共済事業事務費負担金** 33,080 (33,360) 百万円
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。
- 3. 家畜共済損害防止事業交付金** 419 (419) 百万円
農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査の実施等の損害防止の実施に要する経費の一部を交付します。
- 4. (令和3年度補正予算) 農業保険事務処理システム整備加速化支援事業** 795 (-) 百万円
農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して加入申請等ができるよう、農業共済団体が行うシステムの整備等に係る経費を支援します。

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附带施設、施設内農作物を含む）

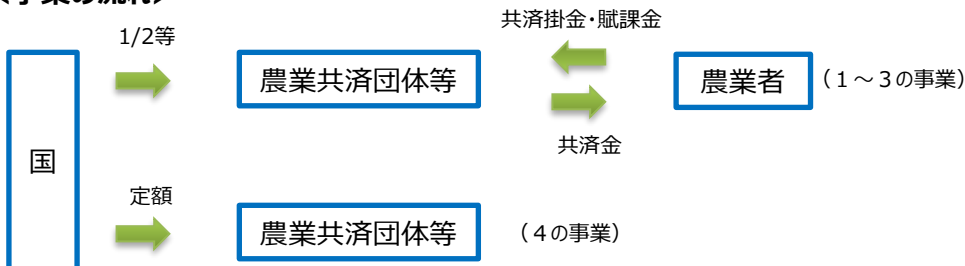
対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1、4の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)

(2、3の事業) 経営局保険監理官 (03-3502-7380)